

新たな農的活動支援事業費補助金交付要綱

8 産労農振第 847 号

令和 8 年 5 月 25 日

(通則)

- 第1 企業等による新たな農的活動支援事業を実施するための事業費補助金（以下「補助金」という。）について、補助金の交付を受けようとする者（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）に定めるもののほか、この要綱（以下「本要綱」という。）に定めるものとする。
- 2 事業実施主体は、新たな農的活動支援事業実施要領（令和 8 年 5 月 25 日付 8 産労農振第 853 号。以下「実施要領」という。）で定める内容を遵守するものとする。

(目的)

- 第2 この要綱は、事業実施主体が実施する、新たな農的活動支援に必要な経費を補助することにより、事業の効率的かつ効果的な実施に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第3 この要綱において、使用する用語の意義は、文脈上別段の意味を有することが明らかな場合を除き、次に掲げるとおりとする。
- (1) 本事業 新たな農的活動支援事業
 - (2) 事業実施主体 本事業において、都が選定した者で、実施要領第 4 に掲げる事項を実施することを役割とする者
 - (3) 支援対象者 本事業において、都が選定した事業実施主体から資金調達を行うとともに、実施要領第 16 に掲げる事項を実施することを役割とする者
 - (4) 事業年度 本事業の事業年度をいい、4 月 1 日から 3 月 31 日までの一年間とする。ただし、事業開始年度においては、事業開始日から 3 月 31 日までの期間を事業年度とみなす。

(事業の内容)

- 第4 本事業において実施する事業内容、事業実施主体及び支援対象者は、別表に掲げるとおりとする。
- なお、別表の事業の実施に当たっては、別途定める要件を満たす団体等に対してその経費の一部を補助するものとする。

(交付の対象及び補助率)

第5 知事は、事業実施主体が行う次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 企業等による新たな農的活動の準備、整備、運営の推進（交付事業）
- (2) 推進事業
- (3) 企業等による農的活動の普及啓発（普及啓発事業）

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(重複受給の禁止)

第6 事業実施主体は、本事業について複数の補助金等を受給することはできない。ただし、国、都道府県、区市町村の実施する他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。

(事業等の着手)

第7 事業実施主体による事業の実施については、交付の決定の通知（以下「交付決定」という。）後に着手するものとし、別表の区分1の事業による支援の対象とする取組は、事業実施主体による支援対象者への交付決定の通知後に、当該支援対象者により着手された取組とする。ただし、地域の実情に応じて、支援対象者による早期の取組の実施が事業目的の実現のために必要な場合については、事業実施主体による支援対象者への交付決定前に着手された取組であっても、令和8年4月1日以降の取組に限り、別表の区分1の事業における事業実施主体による支援の対象とすることができる。

この場合にあつては、支援対象者は取組ごとに着手年月日を整理するものとし、交付の決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知の上で取組を行うものとする。

(申請手続)

第8 知事が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書に、別紙事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を添付して、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体が前項の規定による交付申請書を提出するに当たっては、申請書とともに誓約書（別記様式第1号の2）を提出しなければならない。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない

場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第9 第8の知事が別に定める交付申請書の提出期限は、知事が別に通知する日までとする。

(契約等)

第10 事業実施主体は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の「4. 事業の実施体制」に記載するものとする。

(1) 委託先

(2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

- 2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積もり合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者が都の契約に係る指名停止の措置等を受けている場合は、入札等に参加させてはならない。

(暴力団の排除)

第11 事業実施主体が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、本要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

なお、事業実施主体が法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等に暴力団員等に該当する者がある場合も、本要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(補助金の交付決定)

第12 知事は、第8の交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査するための審査会に諮り、必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適当と認められる場合は補助金の交付を決定するものとする。

- 2 知事は前項により決定した事業実施主体に対し、別記様式第2号による補助金交付決定通知書をもって、速やかに補助金の交付決定を通知するものとする。
- 3 1の場合において、知事は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え、又は条件を付すことができる。

(申請の撤回)

第13 事業実施主体は、第12の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、辞退届（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

また、交付決定前に申請を取り下げるときも、補助事業辞退届を提出するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第14 知事は、交付決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 前項の規定による補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
 - 3 補助金の交付決定の取消しにより、特別に必要なになった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。
 - (1) 補助事業に係る残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により、必要となった賠償金の支払に要する経費

(補助事業の内容又は経費の配分変更等)

- 第15 事業実施主体は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(別記様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第16に規定する軽微な変更についてはこの限りでない。
- (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 補助事業に要する経費の配分の変更
 - (3) 補助事業の内容の変更
 - (4) 補助事業の中止又は廃止
 - (5) 補助事業の一部を新たに第三者に委託又は既存の委託内容の変更
 - (6) その他知事が必要と認める事項の変更
- 2 事業実施主体は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて都の承認を受けることができる。
 - 3 知事は、前2項の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。
 - 4 事業実施主体は、代表者等(名称、所在地、代表者名等)の変更等をしたときは、事業実施主体等(名称、所在地、代表者名等)変更届(別記様式第5号)を速やかに知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

- 第16 軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- (1) 別表の事業内容区分1、2及び3の相互間における経費の30%以内の増減
 - (2) 事業中止又は廃止以外の事業内容の変更
 - (3) 補助対象経費の30%以内の増減

(事業の中止又は廃止)

第 17 事業実施主体が補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（別記様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の審査及び必要に応じて行う現場調査等により、適当と認められる場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

(職員の調査等)

第 18 知事は、事業実施主体に対し、補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他について、立入調査をし、又は報告を求めることができる。

(遅延等の報告)

第 19 事業実施主体は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（別記様式第 7 号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、第 17 の規定に該当する場合を除く。

(実施状況報告書の提出)

第 20 事業実施主体は、補助金の交付決定のあった年度において、次の期日現在の実施状況報告書（別記様式第 8 号）を作成し、翌月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、期日までに補助事業を完了し実績報告書を提出する日が属する四半期末時点の報告については、実績報告書をもって本報告に代えることができるものとし、また、実績報告書を提出した以降においては、本報告は要しない。

また、中止（廃止）した場合はこの限りでない。

(1) 6 月末日現在

(2) 9 月末日現在

(3) 12 月末日現在

2 前項に定めるもののほか、知事は、特に必要と認められる書類等を事業実施主体から提出させることができる。

(遂行命令等)

第 21 知事は、事業実施主体が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施主体に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じる。

2 知事は、事業実施主体が 1 の命令に違反したときは、事業実施主体に対し、当該補助事業の一時停止を命じることがある。

(実績報告)

第 22 事業実施主体は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で、東京都の会計年度が終了したときは、実績報告書（別記様式第 9 号）を速やかに知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

(補助金の額の確定)

- 第 23 知事は、第 22 の規定により、実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第 10 号により当該事業実施主体に通知する。
- 2 前項による交付すべき補助金の確定額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額と交付決定額とのいずれか低い額とする。
 - 3 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命じるものとする。
 - 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第 24 事業実施主体は、第 23 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 22 に準じて提出するものとする。
- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 23 に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第 23 第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の場合に準用する。

(是正措置)

- 第 25 知事は、第 23 の規定による調査等の結果、補助事業の成果等が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業実施主体に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を命じることができる。
- 2 第 22 の規定は、前項の命令により、事業実施主体が必要な措置をした場合について準用する。

(補助金の支払及び請求)

- 第 26 知事は、第 23 の規定により、交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払う。ただし、必要があると認められる経費について、四半期ごとに概算払をすることができる。
- 2 事業実施主体は、前項の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、別記様式第 11 号による補助金請求書（概算払による場合は別記様式第 12 号）を知事に提出する。

- 3 事業実施主体は、間接補助事業の財源に充てるべき補助金の交付を概算払により受けた場合は、当該概算払を受けた補助金の額を、遅滞なく支援対象者に交付しなければならない。
- 4 事業実施主体は、補助金の概算払を受けた場合において、その用件終了後速やかに、別記様式第 13 号を知事に提出し、補助金を精算しなければならない。
なお、当該年度の途中で、かつ精算すべき残金がある場合は、これを知事に提出の上、次の四半期に繰り越すことができる。

(決定の取消し)

- 第 27 知事は、事業実施主体が次のいずれかに該当した場合、当該事業実施主体に対して補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (5) 事業に関して、不正、怠慢その他不適當な行為をしたとき。
 - (6) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第 23 の規定により、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 3 1 による取消しをした場合には、速やかにこの補助金の決定の取消しの内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、事業実施主体に通知する。

(補助金の返還)

- 第 28 知事は、第 14 又は第 27 の規定により、交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に事業実施主体に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じる。
- 2 知事は、第 23 の規定により、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じる。
 - 3 事業実施主体は、第 8 第 3 項ただし書の規定に該当する補助金の交付申請を行った場合において、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、速やかに別記様式第 14 号による返還報告書を知事に提出するものとする。
 - 4 知事は、前項の報告があつた場合において、既に交付した補助金を返還させる必要があると認めるときは、補助対象者に対して当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 29 知事が、第 27 の規定により、事業実施主体に対し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、当該事業実施主体は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 知事が前項の規定により、事業実施主体に対し補助金の返還を命じた場合において、当該事業実施主体がこれを納期日までに納付しなかったときは、事業実施主体は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第 30 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における、第 29 第 1 項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 第 29 第 1 項の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、事業実施主体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 31 第 29 第 2 項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 32 知事は、事業実施主体に対し補助金の返還を命じ、事業実施主体が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、事業実施主体に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができるものとする。

(財産処分の制限)

第 33 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。

- 2 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産のうち、不動産及

びその従物並びに1件当たりの取得価格20万円以上のものについて、財産処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間）を経過しない場合においては、財産管理台帳（別記様式第15号）を作成し、その他関係書類と合わせて当該期間が経過するまで管理保管しなければならない。

- 3 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、東京都補助金等交付規則第24条に基づき、別記様式第16号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が「大蔵省令」に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。
- 4 前項において、別紙の補助金等交付施設の財産処分承認基準に基づき、承認事務を行う。
- 5 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

（補助金の経理）

- 第34 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（交付事業の際付すべき条件）

- 第35 事業実施主体は、支援対象者に補助金を交付するときは、要綱第8、第14から第34までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
- （1）東京都補助金等交付規則、東京都補助金等交付規則の施行について及び要綱に従うこと。
 - （2）補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち、不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格20万円以上のものについて、「大蔵省令」に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により事業実施主体による補助金の交付決定をもって、事業実施主体の承認を受けたものとする。こと。
- ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率

を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- (3) 前号による事業実施主体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を、事業実施主体に納付させることがあること。
- 2 事業実施主体は、支援対象者が交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
 - 3 事業実施主体は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号の場合にあっては、第12による交付決定の通知をもって当該に定める条件を付すことを条件に知事の承認を受けたものとする。
 - 4 事業実施主体は、第1項第3号により、支援対象者から納付を受けた額の都補助金相当額を都に納付しなければならない。
 - 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の都補助金納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の都補助金相当額の全部を都に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定を当該取得財産等に適用しない。
 - 6 事業実施主体は、交付事業に関して、支援対象者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の都補助金相当額を都に返還又は返納しなければならない。
 - 7 事業実施主体が補助金を支援対象者へ支払う際は、交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、概算払をする場合はこの限りでない。

(債権譲渡等の禁止)

第36 事業実施主体は、第12第2項の規定による、交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(収入があった場合の補助対象経費)

- 第37 知事は、事業実施主体が補助事業の実施により、事業実施期間内に収益が生じたと認めるときは、当該事業実施主体に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を都に納付させることができる。
- 2 事業実施主体は、前項の収益納付に係る報告書（別記様式第9号の2）を実績報告書（別記様式第9号）に添付して提出する。
 - 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、知事は、特に必要と認められる場合にあつては、納付を求める期間を延長することができるものとする。

(委任)

第38 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月25日から施行する。

補助金等交付財産の財産処分承認基準

第1 趣旨

この基準は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づく財産処分の承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることを目的としたものである。

第2 財産処分における知事の承認

1 知事の承認が必要となる場合

事業実施主体等が都の補助事業等により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金等の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、規則第24条の規定により、原則としてあらかじめ知事の承認が必要である。ただし、次の（1）又は（2）に該当する財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって、知事への報告があったものについては、上記にかかわらず、知事の承認があったものとして取り扱う。

（1）地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う施設又は設備（以下「施設等」という。）についての財産処分であって、補助事業完了後10年以上の期間を経過したもの。ただし、有償譲渡、有償貸付、交換（交換差益が生じる場合）、担保に供する処分、取壊し及び廃棄を除く。

（2）次のア又はイのいずれかに該当する場合の施設等の取壊し又は廃棄

ア 災害又は火災により全壊、半壊、全焼又は半焼した場合

イ 老朽化等、構造上危険な状態にある場合

2 知事の承認が不要となる場合

（1）財産処分を行う財産が規則第24条各号に該当しない場合

なお、同条第5号に規定する知事が指定するものについては、取得価格又は効用の増加額が単価20万円以上の工作物、機械及び器具で、補助目的達成上特に必要と認められるものとする。

（2）規則第24条に規定する別に知事が定める期間を経過した場合

なお、当該期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。

（3）交付目的に支障を及ぼさない範囲において、一時的に公用又は公共用に供するなど、施設の転用を伴わない場合

この場合については、財産処分には該当せず、協議は不要とする。

第3 施設等の財産処分承認基準

1 補助金相当額の納付を伴わず承認する場合

（1）使用、譲渡又は貸付け

ア 地方公共団体が行う財産処分

次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合

（ア）包括承認事項

（イ）次の a から d までの全てを満たしている場合

a 補助事業完了後 10 年以上の期間を経過した財産であること又は補助事業完了後 10 年未満であっても、社会状況の変化や災害等により、財産処分がやむを得ないと知事が認める場合であること。

b 公用、公共用又は公益目的のための処分であり、都の施策の方向性に合致していること。

※ 原則として、都の所管する条例等に規定する事業又は都の所管する補助金等の対象となる事業であること。

c 処分後においても財産処分の制限期間を経過するまでは処分制限を設けること。

d 無償による財産処分であること。

イ 地方公共団体以外の者が行う財産処分

次の（ア）から（エ）までの全てを満たしている場合

（ア）補助事業完了後 10 年以上の期間を経過した財産であること又は補助事業完了後 10 年未満であっても、社会状況の変化や災害等により、財産処分がやむを得ないと知事が認める場合であること。

（イ）公用、公共用又は公益目的のための処分であり、都の施策の方向性に合致していること。

（ウ）処分後においても、財産処分の制限期間を経過するまでは処分制限を設けること。

（エ）無償による財産処分であること。

（2）取壊し又は廃棄

次のア又はイのいずれかに該当する場合

ア 包括承認事項

イ アの取壊しに際して、やむを得ず行う建物以外の工作物等の取壊し又は廃棄

（3）交換

ア 地方公共団体が行う財産処分

次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合

（ア）包括承認事項

（イ）次の a から d までの全てを満たしている場合

a 補助事業完了後 10 年以上の期間を経過した財産であること又は補助事業完了後 10 年未満であっても、社会状況の変化や災害等により、財産処分がやむを得ないと知事が認める場合であること。

b 交換により取得した財産において同一の事業を継続すること又は交換により取得した財産において他の事業を行う場合であって、その事業が公用、公共用若しくは公益目的のためであり、都の施策の方向性に合致していること。

c 交換により取得した財産において、財産処分の制限期間を経過するまでは処分制限を設けること。

d 交換差益が生じる場合には、交換差益に都の補助率を乗じた金額を納付すること。ただし、処分財産の補助金額を上限額とする。

※ 納付額が上限額に達しない場合において、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

イ 地方公共団体以外の者が行う財産処分

次の（ア）から（エ）までの全てを満たしている場合

（ア）補助事業完了後 10 年以上の期間を経過した財産であること又は補助事業完了後 10 年未満であっても、社会状況の変化や災害等により、財産処分がやむを得ないと知事が認める場合であること。

（イ）交換により取得した財産において同一の事業を継続すること又は交換により取得した財産において他の事業を行う場合であって、その事業が公用、公共用又は公益目的のためであり、都の施策の方向性に合致していること。

（ウ）交換により取得した財産において、財産処分の制限期間を経過するまでは処分制限を設けること。

（エ）交換差益が生じる場合には、交換差益に都の補助率を乗じた金額を納付すること。ただし、処分財産の補助金額を上限とする。

※ 納付額が上限額に達しない場合において、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

（4）（1）から（3）までのほか、知事が特別の理由があると認める財産処分の場合

2 補助金相当額を都に納付する場合

この場合における納付額の算出については、次の計算式によるものとする。ただし、既に補助金相当額の全部又は一部を納付している場合は、この限りでない。

なお、納付額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

（1）使用、譲渡、取壊し又は交換の場合

納付額 = 処分財産の補助金額 - (処分財産の補助金額 / 処分財産の制限年数) × 経過年数

（2）貸付けの場合

納付額 = (処分財産の補助金額 / 処分財産の制限年数) × 貸付年数

別表（第4関係）

事業内容	補助対象経費	事業実施主体	支援対象者	補助率
<p>企業等による新たな農的活動の準備、整備、運営の推進、普及啓発に資する事業実施主体による以下の取組を一体的に支援する。</p> <p>1. 企業等による新たな農的活動の準備、整備、運営の推進（交付事業）</p>	<p>事業実施主体が公募選定した支援対象者への補助に要する以下の経費</p> <p>(1) 準備に関する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 準備に関する経費 ・ その他費用 	<p>知事が別に定める者から公募により選定された団体</p>	<p>事業実施主体が別に定める者から公募により選定された企業・団体等</p>	<p>(1) 補助対象経費の3分の2以内</p> <p>(補助上限額：500万円)</p> <p>※補助金の千円未満の金額は切り捨てる。</p>
	<p>(2) 整備に関する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備に関する経費 ・ その他費用 			<p>(2) 補助対象経費の3分の2以内</p> <p>(補助上限額：2,000万円)</p> <p>※補助金の千円未満の金額は切り捨てる。</p>

	<p>(3)運営に関する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営に関する経費 ・その他費用 			<p>1年目 補助対象経費の 3分の2以内 (補助上限額： 1,000万円)</p> <p>2年目 補助対象経費の 2分の1以内 (補助上限額： 750万円)</p> <p>3年目 補助対象経費の 3分の1以内 (補助上限額： 500万円)</p> <p>※補助金の千円 未満の金額は切り捨てる。</p>
<p>2. 推進事業</p> <p>※事業事業実施主体は、支援対象者から提出される補助金交付申請書(別記参考様式例第1号(補助金交付決定前に着手する場合は、補助金交付決定前着手届(別記参考様式例第4号)を支援対象者から事業実施主体に提出させる。))を審査し、補助金の交付を決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1. 交付事業について、支援スキームの周知、支援対象者の募集、審査、補助金の交付、事業の調整、進捗管理、広報等に必要なる事務に要する経費 ・その他費用 		—	定額

<p>したときは、支援対象者に対して交付決定通知(別記参考様式例第2号)を送付し、事業完了時には実績報告(別記参考様式例第3号)を提出させる。</p>				
<p>3. 企業等による新たな農的活動の普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等による新たな農的活動の普及啓発に関する取組に要する経費 ・ その他費用 		<p>—</p>	<p>定額</p>

別記様式第1号（第8関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
法人名（団体名）
代表者職・氏名

印

年度 新たな農的活動支援事業費補助金交付申請書

新たな農的活動支援事業費補助金交付要綱第8の1の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業内容
別紙1「事業実施計画」のとおり。

- 2 経費の内訳 (単位：円)

区分	総事業費	補助対象 外経費	補助対象 経費	負担区分		備 考
				都補助金	事業実施 主体	
交付事業						
合計						
推進事業						
合計						
普及啓発事業						
合計						
合計						

※利害関係者等へ支払う経費が含まれる場合は、備考欄に記載すること

※必要に応じて行を追加すること

3 収支予算

(1) 収入の部

区 分	予算額 (円)	備 考
事業実施主体負担		
東京都補助金		(千円未満切捨て)
借入金		
利用料収入		
収入計		

(2) 支出の部

取組内容	経費科目	予算額 (円)	備 考
支出計			

※収入計と支出計を一致させること

4 事業完了予定年月日

年 月 日

5 添付資料

- (1) 経費の積算の根拠となる資料
- (2) 東京都入札参加資格受付票の写しもしくは履歴事項全部証明書
- (3) 事業者概要 (パンフレット等)、定款又は組織規程
- (4) 過去に同様の事業を行った実績に関する書類
- (5) 直近2期分の財務状況に関する書類
(貸借対照表及び損益計算書、確定申告書など)
- (6) その他、知事が必要と認めるもの

別紙 1

事業実施計画

1. 組織概要、事業担当者名及び連絡先

団体名	
代表者職・氏名	
団体設立年月日	
従業員数	
主要業務	
担当氏名 (ふりがな)	
所属 (部署名等)	
役職	
所在地	〒
電話番号	
E-mail	

2. 事業の目的

--

3. 事業内容・実施方法 (取組内容や事業の実施方法を具体的に記載)

①推進事業
②普及啓発事業

4. 事業の実施体制 (事業の実施体制を図示、連携又は委託を行う場合は、名称、概要、事務処理体系、経費等について記載)

①推進事業
②普及啓発事業

5. 事業実施スケジュール

--

6. 事業実施により得られる成果 (直接的・間接的な効果について記載)

--

誓約書

東京都知事殿

新たな農的活動支援事業費補助金交付要綱第8の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第14の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第28の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

併せて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住所

氏名

印

*法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

*この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

番 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者職・氏名

年 月 日付第 号で補助金の交付申請のあった新たな農的活動支援事業（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ、適当と認められるので、年度補助金を交付する。

年 月 日

東京都知事 ○○ ○○

記

第1 交付金額 金 円

第2 補助事業の内容等
補助事業の内容等は、年 月 日付第 号による申請のとおりとする。

第3 補助条件

補助事業は事業を実施するための事業費補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金交付規則（昭和37年東京都規則第141号）、新たな農的活動支援事業費補助金交付要綱（令和8年5月25日付8産労農振第847号）（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この通知の規定に従うものとする。

第4 補助率等

補助事業に要する経費、補助金額及び補助率は、次のとおりとする。

	総事業費 (円)	補助対象外 経費 (円)	補助対象経費 (円)	補助金額 (円)	補助率
交付事業に関する経費					事業に要する 経費の10分 の10以内
推進事業に関する経費					
普及啓発事業に関する経費					
合計					

第5 補助対象経費の算定期間

補助対象となる経費は、 年 月 日から 年 月 日までに係るものとする。

第6 事業実施主体は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、辞退届（交付要綱別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

また、交付決定前に申請を取り下げるときも、補助事業辞退届を提出するものとする。

第7 知事は、交付決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 前項の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
- 3 第1項の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要なになった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。
 - (1) 補助事業に係る残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により、必要となった賠償金の支払に要する経費

第8 事業実施主体は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（交付要綱別記様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第9に規定する軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 補助事業に要する経費の配分の変更
 - (3) 補助事業の内容の変更
 - (4) 補助事業の中止又は廃止
 - (5) 補助事業の一部を新たに第三者に委託又は既存の委託内容の変更
 - (6) その他知事が必要と認める事項の変更
- 2 事業実施主体は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて都の承認を受けることができる。
 - 3 知事は、前2項の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認め

るときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

- 4 事業実施主体は、代表者等（名称、所在地、代表者名等）の変更等をしたときは、事業実施主体等（名称、所在地、代表者名等）変更届（交付要綱別記様式第5号）を速やかに知事に提出しなければならない。

第9 軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 交付要綱別記の事業内容区分1、2及び3の相互間における経費の30%以内の増減
- (2) 事業中止又は廃止以外の事業内容の変更
- (3) 補助対象経費の30%以内の増減

第10 事業の中止又は廃止

- 1 事業実施主体が補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（交付要綱別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の審査及び必要に応じて行う現場調査等により、適当と認められる場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第11 職員の調査等

知事は、事業実施主体に対し、補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他について、立入調査をし、又は報告を求めることができる。

第12 遅延等の報告

事業実施主体は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（交付要綱別記様式第7号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、第10の規定に該当する場合を除く。

第13 実施状況報告書の提出

- 1 事業実施主体は、補助金の交付決定のあった年度において、次の期日現在の実施状況報告書（交付要綱別記様式第8号）を作成し、翌月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、期日までに補助事業を完了若しくは中止（廃止）した場合は、この限りでない。

また、実績報告書を提出する日が属する四半期末時点の報告については、実績報告書をもって本報告に代えることができるものとし、実績報告書を提出した以降においては、本報告は要しない。

- (1) 6月末日現在
- (2) 9月末日現在
- (3) 12月末日現在

- 2 前項に定めるもののほか、知事は、特に必要と認められる書類等を事業実施主体から提出させることができる。

第14 遂行命令等

- 1 知事は、事業実施主体が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施主体に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じる。

- 2 知事は、事業実施主体が前項の命令に違反したときは、事業実施主体に対し、当該補助事業の一時停止を命じることがある。

第 15 実績報告

事業実施主体は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で、東京都の会計年度が終了したときは、実績報告書（交付要綱別記様式第 9 号）を速やかに知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

第 16 補助金の額の確定

- 1 知事は、第 15 の規定により、実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付要綱別記様式第 10 号により当該事業実施主体に通知する。
- 2 前項による交付すべき補助金の確定額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額と交付決定額とのいずれか低い額とする。
- 3 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命じるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第 17 額の再確定

- 1 事業実施主体は、第 16 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 15 に準じて提出するものとする。
- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 16 に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第 16 第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の場合に準用する。

第 18 是正措置

- 1 知事は、第 16 の 1 の規定による調査等の結果、補助事業の成果等が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業実施主体に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を命じることができる。
- 2 第 15 の規定は、前項の命令により、事業実施主体が必要な措置をした場合について準用する。

第 19 補助金の支払及び請求

- 1 知事は、第 16 の規定により、交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払う。ただし、必要があると認められる経費について、四半期ごとに概算払をすることができる。
- 2 事業実施主体は、前項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金請求書（交付要綱別記様式第 11 号。概算払による場合は交付要綱別記様式第 12 号）を知事

に提出する。

- 3 事業実施主体は、間接補助事業の財源に充てるべき補助金の交付を概算払により受けた場合は、当該概算払を受けた補助金の額を、遅滞なく支援対象者に交付しなければならない。
- 4 事業実施主体は、補助金の概算払を受けた場合において、その用件終了後速やかに概算払精算書(交付要綱別記様式第13号)を知事に提出し、補助金を精算しなければならない。なお、当該年度の途中で、かつ精算すべき残金がある場合は、これを知事に提出の上、次の四半期に繰り越すことができる。

第20 決定の取消し

- 1 知事は、事業実施主体が次のいずれかに該当した場合、当該事業実施主体に対して補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。)が、暴力団等に該当するに至ったとき。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなったとき。
 - (5) 事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
 - (6) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第16の規定により、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 3 1による取消しをした場合には、速やかにこの補助金の決定の取消しの内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、事業実施主体に通知するものとする。

第21 補助金の返還

- 1 知事は、第7又は第20の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に事業実施主体に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。
- 2 知事は、第16の規定により、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じる。
- 3 事業実施主体は、交付要綱第8の3ただし書の規定に該当する補助金の交付申請を行った場合において、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、速やかに交付要綱別記様式第14号様式による返還報告書を知事に提出するものとする。
- 4 知事は、前項の報告があつた場合において、既に交付した補助金を返還させる必要があると認めるときは、補助対象者に対して当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

第22 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第20の規定により、事業実施主体に対し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、当該事業実施主体は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納

付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。)で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 知事が前項の規定により、事業実施主体に対し補助金の返還を命じた場合において、当該事業実施主体がこれを納期日までに納付しなかったときは、事業実施主体は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。)で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

第 23 違約加算金及び延滞金の計算

- 1 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における、第 22 の 1 の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、事業実施主体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。
- 2 第 22 の 2 の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 24 延滞金の計算

第 22 の 2 の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 25 他の補助金等の一時停止等

知事は、事業実施主体に対し補助金の返還を命じ、事業実施主体が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、事業実施主体に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができるものとする。

第 26 財産処分の制限

- 1 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。
- 2 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産で、財産処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数)を経過しない場合においては、財産管理台帳(交付要綱別記様式第 15 号)を作成し、その他関係書類と合わせて当該期間が経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、東京都補助金等交付規則第 24 条に基づき、交付要綱別記様式第 16 号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項において、別紙の補助金等交付施設の財産処分承認基準に基づき、承認事務を行う。
- 5 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収

入の全部又は一部を都に納付させることがある。

第 27 補助金の経理

- 1 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第 28 交付事業の際付すべき条件

- 1 事業実施主体は、支援対象者に補助金を交付するときは、交付要綱第5から第34までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 東京都補助金等交付規則、東京都補助金等交付規則の施行について及び要綱に従うこと。
 - (2) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち、不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格20万円以上のものについて、「大蔵省令」に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により事業実施主体による補助金の交付の決定をもって事業実施主体の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- (3) 前号による事業実施主体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を、事業実施主体に納付させることがあること。
- 2 事業実施主体は、支援対象者が交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 3 事業実施主体は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、本交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に知事の承認を受けたものとする。
- 4 事業実施主体は、第1項第3号により、支援対象者から納付を受けた額の都補助金相当額を都に納付しなければならない。
- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の都補助金納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の都補助金相当額の全部を都に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定を当該取得財産等に適用しない。
- 6 事業実施主体は、交付事業に関して、支援対象者から補助金の返還又は返納を受けた場

合は、当該補助金の都補助金相当額を都に返還又は返納しなければならない。

- 7 事業実施主体が補助金を支援対象者へ支払う際は、交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、概算払をする場合はこの限りでない。

第 29 債権譲渡等の禁止

事業実施主体は、交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第 30 収入があった場合の補助対象経費

- 1 知事は、事業実施主体が補助事業の実施により、事業実施期間内に収益が生じたと認めるときは、当該事業実施主体に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を都に納付させることができる。
- 2 事業実施主体は、前項の収益納付に係る報告書（交付要綱別記様式第 9 号の 2）を実績報告書（交付要綱別記様式第 9 号）に添付して提出する。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して 3 年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、知事は、特に必要と認められる場合にあつては、納付を求める期間を延長することができるものとする。

別記様式第3号（第13関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
法人名（団体名）
代表者職・氏名

印

年度 新たな農的活動支援事業辞退届

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知があった標記事業について、下記の理由により辞退いたします。

記

1 交付予定額 円

2 辞退の理由

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
法人名（団体名）
代表者職・氏名

印

年度 新たな農的活動支援事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業の実施について、新たな農的活動支援事業費補助金交付要綱第15の1の規定に基づき、下記のとおり変更を申請します。

記

1 変更の内容（変更する経費科目）

（単位：円）

区分	総事業費	補助対象 外経費	補助対象 経費	負担区分		備 考
				都補助金	事業実施 主体	
交付事業						
合計						
推進事業						
合計						
普及啓発事業						
合計						
合計						

（変更部分について二段書きで、変更前を上段に（ ）書きする）

2 変更の理由

注) 増額する経費、減額する経費それぞれに言及し、変更の内容及び理由はできる限り詳細に記入すること。

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
法人名(団体名)
代表者職・氏名

印

年度 新たな農的活動支援事業の事業実施主体
(名称、所在地、代表者名等) 変更届

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知があった標記事業の事業実施主体(名称、所在地、代表者名等)を下記の理由により変更したので、変更届を提出します。

記

変更事項名		変更前	変更後	変更理由
名称				
所在地	住 所	〒	〒	
	T E L			
代 表 者 名				
その他*				

※ その他には、連絡担当者、URL、メールアドレスに変更が生じた場合に該当する事項名を記入の上、所定の内容を記載してください。行が足りない場合は適宜追加してください。

※ 申請要件が申請時と変更となり、非該当となった場合には必ず提出してください。

<添付書類>

- (1) 名称、所在地、代表者名等の変更について
東京都入札参加資格受付票の写しもしくは
履歴事項全部証明書 1通(発行から3か月以内) 等
- (2) 印鑑の変更について
印鑑証明書 1通(発行から3か月以内)
- (3) その他、知事が必要と認めるもの

別記様式第 6 号（第 17 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者職・氏名

印

年度 新たな農的活動支援事業中止（廃止）承認申請書

年度において新たな農的活動支援事業費補助金交付要綱第 17 の規定に基づき、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 補助事業の当初からの経過及び現状

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者職・氏名

印

年度 新たな農的活動支援事業事故報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、新たな農的活動支援事業費補助金交付要綱第 19 の規定に基づき、下記のとおり事故報告します。

記

1 補助金交付予定額（事故発生前における補助事業の状況）

事業の内容	交付決定額	月 日現在の 支 出 額		残 高		支出予定額		事業遂行 不能の場合の 不用額
		補助事業 に要する 経費	補助金額	補助事業 に要する 経費	補助金額	補助事業 に要する 経費	補助金額	
	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計								

2 現状及び今後の遂行計画

事 項	報告内容
事故の発生原因	
現状までの事業遂行状況	
今後の事業遂行計画	

3 今後の対応

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者職・氏名

印

年度 新たな農的活動支援事業実施状況報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、新たな農的活動支援事業費補助金交付要綱第20の規定に基づき、年 月末日現在の事業実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業成果

(1) 事業成果の概要

(2) 区分ごとの実績

①交付事業に関する成果

(ア) 交付事業の具体的内容

(イ) 交付実績

番号	区分	団体名	所在地	面積 (㎡) 等	交付金額 (円)
1					
		計			

区分（準備、整備、運営）ごとに記載すること

②推進事業に関する成果

③普及啓発に関する成果

年月	内容	効果	金額（円）

(3) その他

2 実施状況

取組内容	経費科目	交付決定時			月末現在執行率		3月末予定	
		総事業費(円)	補助対象外経費(円)	補助対象経費(円)	補助対象経費(円)	進捗率(%)	補助対象経費(円)	進捗率(%)
交付事業に関する取組								
合計								
推進事業に関する取組								
合計								
普及啓発事業に関する取組								
合計								
合計								

2 事業完了予定年月日

年 月 日

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者職・氏名

印

年度 新たな農的活動支援事業実績報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、新たな農的活動支援事業費補助金交付要綱第22の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1 事業成果

(1) 事業成果の概要

(2) 区分ごとの実績

① 交付事業に関する成果

(ア) 交付事業の具体的内容

(イ) 交付実績

番号	区分	団体名	所在地	面積 (㎡) 等	交付金額 (円)
1					
		計			

区分（準備、整備、運営）ごとに記載すること

②推進事業に関する成果

③普及啓発に関する成果

年月	内容	効果	金額（円）

(3) その他

2 次年度以降について

3 経費の内訳

取組内容	経費科目	総事業費	補助対象外経費	補助対象経費	負担区分		備考
					都補助金	事業実施主体等	
交付事業に関する取組							
合計							
推進事業に関する取組							
合計							
普及啓発事業に関する取組							
合計							
合計							

交付決定時から変更がある場合、変更部分について二段書きで、変更前を上段に（ ）書きにする。

別記様式第9号の2（第22及び第37関係）

年度 収益納付に係る報告書

所在地

団体名

代表者職・氏名

印

1. 補助事業に係る収益額の算出

(単位：円)

補助事業に係る売上額(A)	売上額(A)を得るのに要した額のうち、補助対象経費以外の額(B)	補助事業に係る収益額(C)=(A)－(B)

【記載注意事項】

- (1)「補助事業に係る売上額(A)」は、事業実施期間内に補助事業実施により得られた農園利用者からの利用料等をいう。
- (2)「売上額(A)を得るのに要した額のうち、補助対象経費以外の額(B)」のうち、明確に区分できない経費については、合理的な按分方法により算出する。
- (3)「補助事業に係る収益額(C)」がゼロ又はマイナスの場合にはゼロと記載する。

2. 収益納付額の算出

(単位：円)

補助金額(D)	補助対象経費(E)	控除額(F)	納付額(G)

【記載注意事項】

- (1)「補助金額(D)」は、交付要綱第20の実績報告書（別記様式第9号）の「3経費の内訳」の「都補助金」の合計をいう。
 - (2)「補助対象経費(E)」は、交付要綱第20の実績報告書（別記様式第9号）の「3経費の内訳」の「補助対象経費」の合計をいう。
 - (3)「控除額(F)」は、「補助事業対象経費(E)」のうち、事業実施主体が自己負担によって支出した額をいう。交付要綱第20の実績報告書（別記様式第9号）の「3経費の内訳」の「事業実施主体」の合計と同じ。
 - (4)「納付額(G)」＝（「補助事業に係る収益額(C)」－「控除額(F)」）
×（「補助金額(D)」／「補助対象経費(E)」） *納付額は円未満切上げ
 - (5)収益納付がある場合には、「補助金額(D)」から「納付額(G)」が減額されます。交付要綱第20の実績報告書（別記様式第9号）の「4収支」の「(1)収入の部」の「東京都補助金」の精算額の欄に減額した後の額を記入する。
- (注) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

番 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者職・氏名

年度 新たな農的活動支援事業費補助金の額の確定について

年 月 日付 第 号をもって交付決定した 年度新たな農的活動支援事業費補助金については、年 月 日をもって提出された実績報告書を審査した結果、新たな農的活動支援事業費補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるので、その額を 円に確定する。

年 月 日

東京都知事

別記様式第 11 号 (第 26 関係)

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者職・氏名

印

年度 新たな農的活動支援事業費補助金請求書

年 月 日付 第 号をもって補助金の額の確定の通知のあった標記補助金について、新たな農的活動支援事業費補助金交付要綱第26の2の規定に基づき、下記金額を請求します。

記

- | | | |
|----------|---|---|
| 1 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 補助金確定額 | 金 | 円 |
| 3 請求額 | 金 | 円 |

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者職・氏名

印

年度 新たな農的活動支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号により交付の決定を受けた標記補助金について、新たな農的活動支援事業費補助金交付要綱第 26 の 2 の規定に基づき、下記により、概算払による交付を請求します。

記

1 概算払による請求理由

2 請 求 額 金 円

3 請求額内訳

事業内容	交 付 決定額 (A)	既受領額		今回請求額		残 額 A-(B+C)	備考
		金額 (B)	出来高	金額 (C)	(年 月 日 まで) 予定出来高		
	円	円	%	円	%	円	
合 計							

4 事業完了予定年月日 年 月 日

別記様式第 13 号 (第 26 関係)

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者職・氏名

印

年度 新たな農的活動支援事業補助金概算払精算書

年 月 日付 第 号により交付の決定を受けた標記補助金について、新たな農的活動支援事業補助金交付要綱第 26 の 4 の規定に基づき、下記により精算します。

記

交付決定額	概算払受高	支払高	戻入高	備考
円	円	円	円	

別記様式第 14 号（第 28 関係）

〇〇年度 新たな農的活動支援事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者職・氏名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった事業について、新たな農的活動支援事業費補助金交付等要綱第 28 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 補助金の額の確定額 (〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

(1) 消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

(2) 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(3) 3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

(4) 事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
 - ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあつては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

財 産 管 理 台 帳

団体名 _____

事業実施年度					事業実施主体					事業名					
事業の内容					経費の配分					処分制限期間			処分の状況		摘要
事業区分	事業内容	工種・ 構造施設 区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	総事業費	補助対象 経 費	負 担 区 分			竣工 年月 日	耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
							都補助金	事業実施 主体費	その他						
合 計															

- 注) 1 処分制限年月日欄には、減価償却資産の耐用年数表に基づき、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡・交換・貸付け・担保提供等別に記入すること。
 3 適要欄には、譲渡先・交換先・貸付先・抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 経費の配分の合計欄は、別紙様式第 9 号 実績報告書 2 事業実績 の合計と一致させること

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者職・氏名

印

年度 新たな農的活動支援事業に係る
財産処分承認申請書

年度新たな農的活動支援事業費補助金により取得した財産について、下記のとおり処分したいので承認を申請します。

記

- 1 処分の理由
- 2 処分財産
 - (1) 施設等の名称、所在地、型式、数量
 - (2) 取得年月日
 - (3) 事業費、補助金額、補助率
 - (4) 施設等の耐用年数（処分制限期間）、経過年数
 - (5) 現況図面又は写真（添付）
- 3 処分財産の取得価格及び時価
- 4 処分の方法（有償による処分の場合は、処分価格）
- 5 納付金額（予定額）

別記参考様式例第1号（別表 事業内容2関係）

（ 番 号 ）

年 月 日

事業実施主体名 殿

（ 住 所
申請者名
氏 名 ）

新たな農的活動支援事業費補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、新たな農的活動支援事業費補助金●●の規定により、補助金 〇〇〇〇〇〇 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業内容

別紙1「事業実施計画」のとおり

3 計画

項目	事業内容	事業量	補助事業に要する経費	負担区分	
				●●	その他
			円	円	円

3 事業完了(予定)年月日 年 月 日

4 添付書類

(1) 東京都暴力団排除条例に係る誓約書

(2) その他必要な資料

- ・ 交付申請にあつては、見積の一覧、主な機器等のカタログ又はパンフレット
- ・ 実績報告にあつては、整備資料(数量表、図面等)、領収書、現地写真(納品時・整備後の全景・近景)

策定年度 ○○年度

新たな農的活動支援事業実施計画書

1 支援対象者について

(1) 組織概要

名称・屋号	
所在地及び連絡先	(所在地) (電話)
代表者職・氏名	
設立年月日	
従業員数	
主要業務	

(2) 沿革 (別途、資料を添付しても可)

--

(3) 本事業の事務担当者

担当者	所属
	氏名
	住所
	連絡先 (電話) (メール)

2 事業目的

--

3 事業内容（必要に応じて説明資料を添付すること）

（1）事業を実施する地域の概要

事業実施場所 （地番等）	
-----------------	--

事業実施 地域名		面積	
-------------	--	----	--

地域等の概要

（2）事業計画の概要

農園の種類	
具体的な農園の内容	
年間利用者数（人）	
年間売上高（円）	
農園管理方法 利用者の公募方法を記載 運営を委託する場合は委託先 も明記し、具体的に記載	

(3) 事業計画

ア 土地・施設の貸借に関する計画（貸借の場合）

貸借期間	年間（ 年 月 日 ～ 年 月 日）
貸主の承諾の有無	あり・なし

イ 5か年計画

年	準備内容	整備内容	運営内容	備考
1年目 (年度)				
2年目 (年度)				
3年目 (年度)				
4年目 (年度)				
5年目 (年度)				

※ 本事業を活用した初年度を1年目として記載すること。整備内容には機械の購入等についても記載すること。なお、本事業を活用せず事前に整備等を実施している場合は、「1年目」の上に行を追加し、過年度における整備等の内容がわかるようにすること。

ウ 農園準備に関する計画

年月	施設等名	準備内容	数量	面積等

エ 農園整備に関する計画

年月	施設等名	整備内容	数量	面積等

※ 機械の購入等についても記載すること。

オ 整備の取組内容

着工予定年月日： 年 月 日

完了予定年月日： 年 月 日

カ 整備後の利用計画（月別）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1年目 (年度)												
2年目 (年度)												
3年目 (年度)												

キ 運営に関する計画

	年月	内容	人員・資材等	数量等	備考
1年目 (年度)					
2年目 (年度)					
3年目 (年度)					

ク 実施体制図

--

ケ 収穫物を活用した「農」を通じた交流に関する計画

--

コ 事業費（単位：千円）

	事業内容	総事業費					備考
			補助対象経費	本補助金	自己資金	借入その他	
準備に関する取組							
整備に関する取組							
運営に関する取組							
合計							

サ 資金計画

--

(4) 事業担当部署の設置と人員配置

--

(5) その他

4 添付資料

- (1) 貸借が確実に見込めることを証する書類 (A 4 又は A 3 で 1 枚程度)
- (2) 事業対象地の登記事項証明書 (土地) 及び地図の証明書 (公図)
- (3) 事業対象地の写真
- (4) その他、事業実施主体が必要と認めるもの

別記参考様式例第2号（(別表 事業内容2 関係)

(番 号)

支援対象者名

年 月 日付（ 第 号）で補助金の交付申請のあった新たな農的活動支援事業（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により補助金を交付する。

年 月 日

(事業実施主体) 氏名

記

第1 交付金額 金 円

第2 補助事業の内容等

補助事業の内容等は、年 月 日付（ 第 号）による申請書のとおりとする。

第3 補助条件

新たな農的活動支援事業を実施するための補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金交付規則（昭和37年東京都規則第141号）、新たな農的活動支援事業費補助金交付要綱（令和8年●月●日付●産労農振第●●号、以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この通知の規定に従うものとする。

第4 補助率等

補助事業に要する経費、補助金額及び補助率は、次のとおりとする。

事業の内容	補助事業に要する経費	補助金額	補助率
準備	円	円	補助事業に要する経費の3分の2以内
整備			補助事業に要する経費の3分の2以内
運営			補助事業に要する経費の [1年目] 2/3以内 [2年目] 1/2以内 [3年目] 1/3以内
合計			

第5 申請の撤回

事業実施主体は、第12の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、辞退届（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

また、交付決定前に申請を取り下げるときも、補助事業辞退届を提出するものとする。

第6 事情変更による決定の取消し等

- 1 知事は、交付決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 前項の規定による補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
- 3 補助金の交付決定の取消しにより特別に必要な事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。
 - (1) 補助事業に係る残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

第7 補助事業の内容又は経費の配分変更等

- 1 支援対象者は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（交付要綱別記様式第4号）を事業実施主体に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第8に規定する軽微な変更についてはこの限りでない。
 - (1) 支援対象者の変更
 - (2) 補助事業に要する経費の配分の変更
 - (3) 補助事業の内容の変更
 - (4) 補助事業の中止、又は廃止
 - (5) 補助事業の一部を新たに第三者に委託又は既存の委託内容の変更
 - (6) その他事業実施主体が必要と認める事項の変更
- 2 支援対象者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて都の承認を受けることができる。
- 3 知事は、前2項の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。
- 4 支援対象者は、代表者等（名称、所在地、代表者名等）の変更等をしたときは、支援対象者等（名称、所在地、代表者名等）変更届（交付要綱別記様式第5号）を速やかに事業実施主体に提出しなければならない。

第8 軽微な変更

軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 交付要綱別表の事業内容区分1、2及び3の相互間における経費の30%以内の増減

- (2) 事業中止、又は廃止以外の事業内容の変更
- (3) 補助対象経費の30%以内の増減

第9 事業の中止又は廃止

- 1 支援対象者が補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（交付要綱別記様式第6号）を事業実施主体に提出しなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の申請書の審査及び必要に応じて行う現場調査等により適当と認められる場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第10 職員の調査等

事業実施主体は、支援対象者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他について、立入調査をし、又は報告を求めることができる。

第11 遅延等の報告

支援対象者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（交付要綱別記様式第7号）を事業実施主体に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、第8の規定に該当する場合を除く。

第12 実施状況報告書の提出

- 1 支援対象者は、補助金の交付決定のあった年度において、次の期日現在の実施状況報告書（交付要綱別記様式第8号）を作成し、翌月末日までに事業実施主体に提出しなければならない。ただし、期日までに補助事業を完了若しくは中止（廃止）した場合はこの限りではない。また、要綱第16の実績報告書を提出する日が属する四半期末時点の報告については、実績報告書をもって本報告に代えることができるものとし、また、実績報告書を提出した以降においては、本報告は要しない。

- (1) 6月末日現在
- (2) 9月末日現在
- (3) 12月末日現在

- 2 前項に定めるもののほか、事業実施主体は、特に必要と認められる書類等を支援対象者から提出させることができる。

第13 遂行命令等

- 1 事業実施主体は、支援対象者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、支援対象者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 事業実施主体は、支援対象者が前項の命令に違反したときは、支援対象者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

第14 実績報告

支援対象者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で、東京都の会計年度が終了したときは、実績報告書（交付要綱別記様式第9号）を速やかに事業実施主体に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

第 15 補助金の額の確定

- 1 事業実施主体は、第 12 の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付要綱別記様式第 10 号により当該支援対象者に通知する。
- 2 前項による交付すべき補助金の確定額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額と交付決定額とのいずれか低い額とする。
- 3 事業実施主体は、支援対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第 16 額の再確定

- 1 支援対象者は、第 15 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、事業実施主体に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 14 に準じて提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 15 に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第 15 第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の場合に準用する。

第 17 是正措置

- 1 事業実施主体は、第 15 の 1 の規定による調査等の結果、補助事業の成果等が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、支援対象者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を命ずることができる。
- 2 第 14 の規定は、前項の命令により支援対象者が必要な措置をした場合について準用する。

第 18 補助金の支払及び請求

- 1 事業実施主体は、第 15 の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払う。ただし、必要があると認められる経費について、四半期ごとに概算払をすることができる。
- 2 支援対象者は、前項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金請求書（交付要綱別記様式第 11 号、概算払による場合は交付要綱別記様式第 12 号）を事業実施主体に提出する。
- 3 支援対象者は、間接補助事業の財源に充てるべき補助金の交付を概算払により受けた場合は、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく支援対象者に交付しなければならない。

4 支援対象者は、補助金の概算払を受けた場合において、その用件終了後速やかに概算払精算書（交付要綱別記様式第 13 号）を知事に提出し、補助金を精算しなければならない。なお、当該年度の途中で、かつ精算すべき残金がある場合は、これを事業実施主体に提出の上、次の四半期に繰り越すことができる。

第 19 決定の取消し

- 1 事業実施主体は、支援対象者が次のいずれかに該当した場合、当該支援対象者に対して補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき
 - (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
 - (5) 事業に関して、不正、怠慢その他不適當な行為をしたとき
 - (6) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき
- 2 前項の規定は、第 13 の規定により交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 3 1 による取消しをした場合には、速やかにこの補助金の決定の取消しの内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、支援対象者に通知するものとする。

第 20 補助金の返還

- 1 事業実施主体は、第 7、又は第 19 の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援対象者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。
- 2 事業実施主体は、第 15 の規定により支援対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- 3 支援対象者は、交付要綱第 9 の 2 のただし書の規定に該当する補助金の交付申請を行った場合において、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、速やかに交付要綱別記様式第 14 号様式による返還報告書を知事に提出するものとする。
- 4 事業実施主体は、前項の報告があつた場合において、既に交付した補助金を返還させる必要があると認めるときは、補助対象者に対して当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

第 21 違約加算金及び延滞金

- 1 事業実施主体が、第 19 の規定により、支援対象者に対し補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、当該支援対象者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日

当たりの割合とする。)で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 事業実施主体が前項の規定により、支援対象者に対し補助金の返還を命じた場合において、当該支援対象者がこれを納期日までに納付しなかったときは、支援対象者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

第22 違約加算金及び延滞金の計算

- 1 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第21の1の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、支援対象者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。
- 2 第21の2の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第23 延滞金の計算

第21の2の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第24 他の補助金等の一時停止等

事業実施主体は、支援対象者に対し補助金の返還を命じ、支援対象者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、支援対象者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができるものとする。

第25 財産処分の制限

- 1 支援対象者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。
- 2 支援対象者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産で、財産処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数)を経過しない場合においては、財産管理台帳(交付要綱別記様式第14号)を作成し、その他関係書類と合わせて当該期間が経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 支援対象者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)第24条に基づき、交付要綱別記様式第15号により事業実施主体に申請し、あらかじめ事業実施主体の承認を受けなければならない。
- 4 前項において、別紙の補助金等交付施設の財産処分承認基準に基づき、承認事務を行

う。

- 5 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

第 26 補助金の経理

- 1 支援対象者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 支援対象者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- 3 前 2 項及び第 38 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第 27 厳守すべき条件

支援対象者は、交付要綱第 5 から第 28 までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を厳守しなければならない。

- (1) 東京都補助金等交付規則、東京都補助金等交付規則の施行について及び要綱に従うべきこと。
 - (2) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 20 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、事業実施主体の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により事業実施主体による補助金の交付の決定をもって事業実施主体の承認を受けたものとする。
ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
 - (3) 前号による事業実施主体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を事業実施主体に納付させることがあること。
- 2 支援対象者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営しなければならない。
 - 3 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の都補助金納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の都補助金相当額の全部を事業実施主体に納付したと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

()

第 28 債権譲渡等の禁止

支援対象者は、交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、事業実施主体の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第 29 収入があった場合の補助対象経費

- 1 事業実施主体は、支援対象者が補助事業の実施により、事業実施期間内に収益が生じたと認めたときは、当該支援対象者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を東京都に納付させることができる。
- 2 支援対象者は、前項の収益納付に係る報告書（交付要綱別記様式第 9 号の 2）を実績報告書（別記様式第 9 号）に添付して提出する。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して 3 年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、知事は、特に必要と認められる場合にあつては、納付を求める期間を延長することができるものとする。

別記参考様式例第3号（別表 事業内容2関係）

（番 号）
年 月 日

事業実施主体名 殿

法人名（団体名・代表者職・氏名）：
※個人事業主の場合は屋号・氏名

新たな農的活動支援事業実績報告書

年度に実施した新たな農的活動支援事業の実績について、新たな農的活動支援事業実施●●第●の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業成果

--

2 事業実績

(1) 準備、農園開設・整備及び運営に係る実績

実施時期	実施場所	実施・整備内容	数量※	農園面積 (㎡)	備考

※運営の場合は農園参加者数等を記載

(2) 収穫物を活用した「農」を通じた交流に関する実績

--

※運営の場合は具体的取組内容等を記載

(3) その他

--

添付資料 実績の根拠となる資料等

別記参考様式例第4号（別表 事業内容2関係）

（番 号）
年 月 日

事業実施主体名 殿

法人名（団体名・代表者職・氏名）：
※個人事業主の場合は屋号・氏名

年度新たな農的活動支援事業費補助金に係る
補助金交付決定前着手届

年 月 日付 により交付申請を行った 年度新たな
農的活動支援事業について、別記条件を了承の上、補助金交付決定前着手届を申請
します。

記

1 事業内容	
2 事業費	
3 着手予定年月日	年 月 日
4 完了予定年月日	年 月 日
5 補助金交付決定前着 手を行う内容	
6 補助金交付決定前着 手を必要とする理由	
7 仕様書、見積書等	別紙のとおり
別記条件	
1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は申請者が負担するものとする。	
2 補助金交付決定を受けた金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。	
3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更は伴わないこと。	